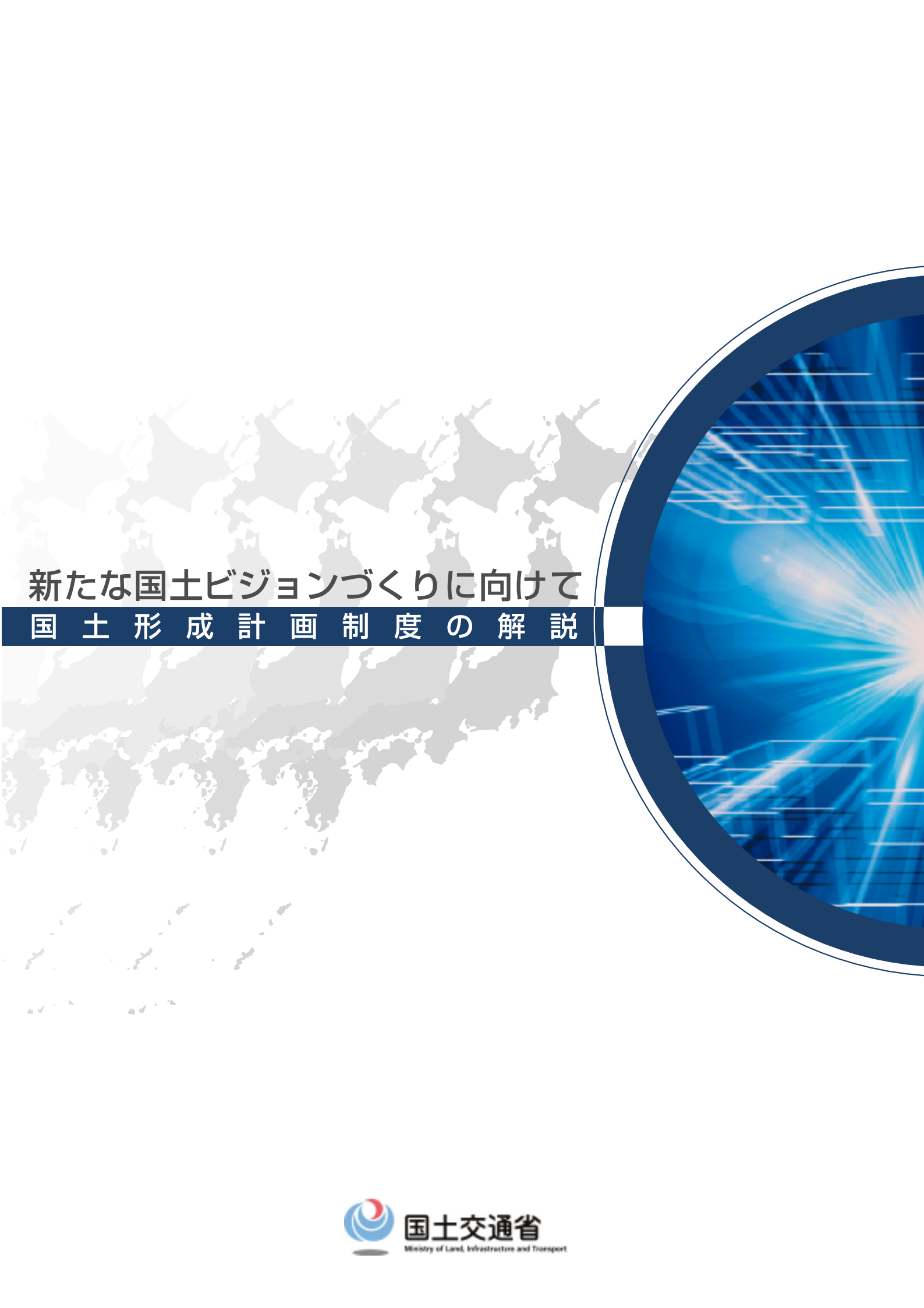




新たな国土ビジョンづくりに向けて 国土形成計画制度の解説



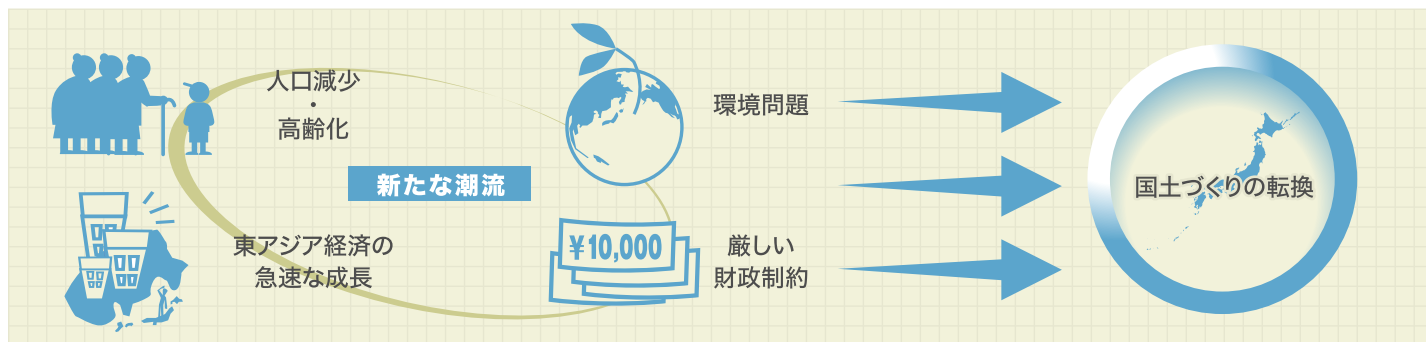
国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure and Transport



国土づくりの大きな転換

我が国は、人口減少時代を迎え、国土づくりにおいても大きな転換が求められています。



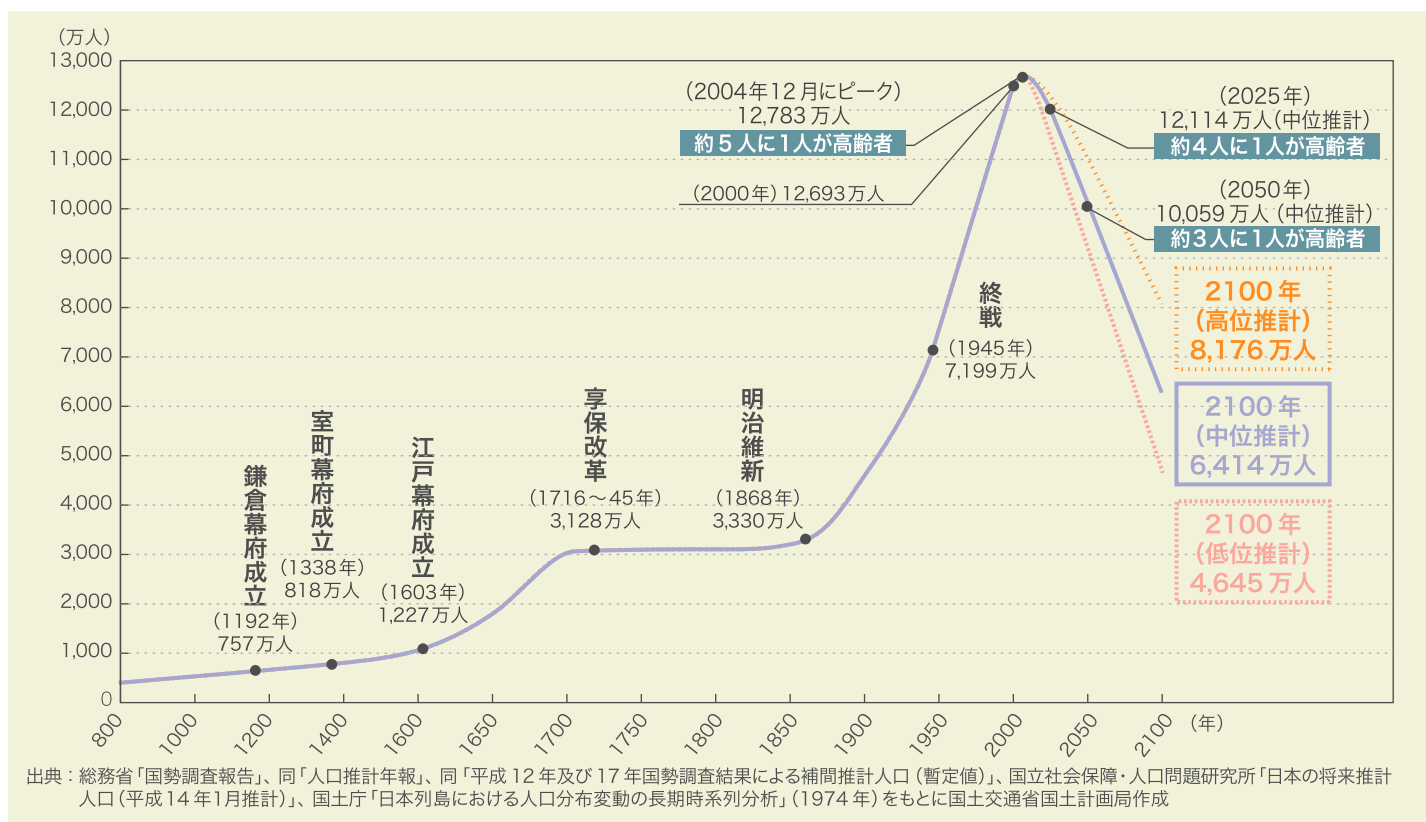
これまでの我が国の国土づくりは、全国総合開発計画（全総）を中心に展開されてきました。全総は、昭和 37 年（1962 年）に初めて策定されて以来、その時代に応じた国土政策の基本的方向を示し、工場の地方分散や地域間所得格差の縮小などの成果をあげてきました。

しかし、我が国が人口減少時代を迎えている今日、開発基調・量的拡大を志向する全総は、時代にあわなくなってきました。そのため、これまでの国土計画制度を抜本的に見直し、これまでの全総に代えて、新たに国土形成計画を策定することにしました。



● 人口減少時代の到来

我が国の総人口は、2004 年をピークに減少に転じつつあり、2050 年には 1 億 59 万人になると予測されています。

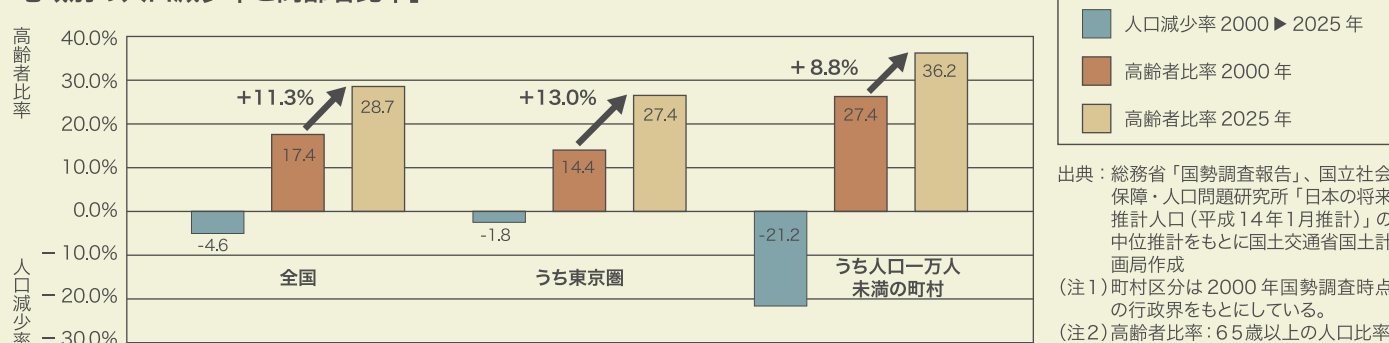




国土が抱える新たな課題

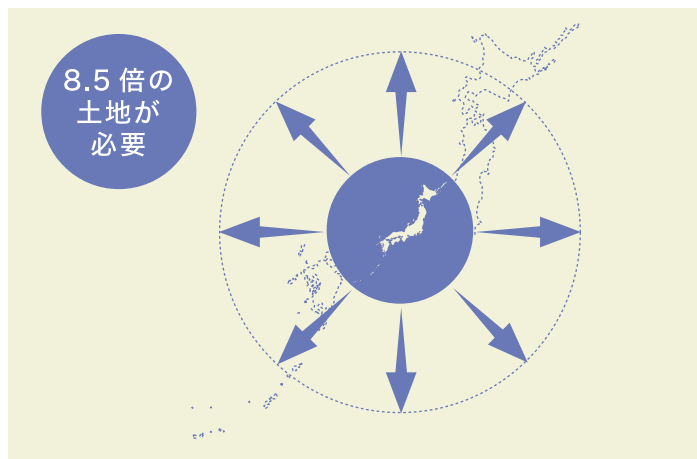
● 人口の大幅な減少と急速な高齢化

「地域別の人口減少率と高齢者比率」



小さな町村では、今後、大幅な人口減少が見込まれます。
東京圏などの大都市圏でも、今後は、高齢化が急速に進むことが見込まれます。

● 地球環境への負荷



我が国の食料、木材、エネルギーなどの資源消費は国内の8.5倍の土地※¹に支えられており、地球環境に多大な負荷をかけています。※²

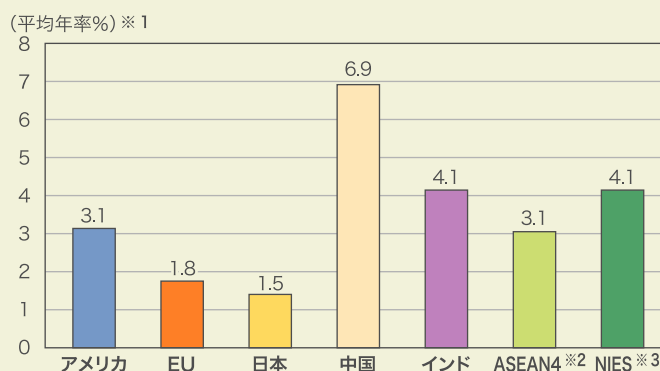
※¹ 食料や木材が生産可能な土地

※² 2000年時点のエコロジカル・フットプリント指標による比較（エネルギー消費は、CO₂を吸収する森林面積に換算）

出典：国土交通省「自然界の物質循環への負荷の少ない社会を目指した資源消費水準のあり方検討調査」

● 東アジアとの連携

「世界経済の長期見通し」



※¹ 2030年までの平均年率 ※² フィリピン、マレーシア、タイ、インドネシア

※³ シンガポール、韓国、香港、台湾

出典：内閣府「世界経済の潮流」（2004年秋）

東アジア経済圏が急速に成長しており、今後も、我が国の経済社会の活力を維持・発展させていくためには、これらの国々との連携が重要になってきています。

● 大規模災害の懸念



全国各地で水害、土砂災害、高潮災害が数多く発生しているほか、大規模な地震の発生が懸念されます。

国土形成計画とは？

国土形成計画は、国土政策上の様々な課題に対する対応策を示し、国民が安心して生活しうる国土の将来像と豊かでゆとりある国民生活のあるべき姿を提示する「国土の将来ビジョン」です。

具体的には、土地、水、自然、社会資本、産業、文化、人材等を含めた、おおむね10～15年の期間にわたる長期的な国土づくりの指針を示すものです。



● 国土形成計画の基本理念

国土形成計画は、次のような国土を実現することを目指しています。

地域の自立的な発展

- 特性に応じて自立的に発展する地域社会の基盤となる国土



活力ある経済社会

- 国際競争力の強化及び科学技術の振興等による活力ある経済社会の基盤となる国土



国民生活の安全

- 安全が確保された国民生活の基盤となる国土



豊かな環境

- 地球環境の保全にも寄与する豊かな環境の基盤となる国土



国土形成計画の策定にあたっては、

Point

01

我が国及び世界の人口、産業などの変化に
的確に対応することとしています。

Point

02

国土の形成に関する施策の国内外の連携を
確保することとしています。

国土形成計画は、地方公共団体の主体的な取組を尊重しつつ、全国的な規模でまたは全国的な視点に立って行わなければならない施策の実施など、国が本来果たすべき役割を踏まえ、国の責務が全うされることになるように定められます。

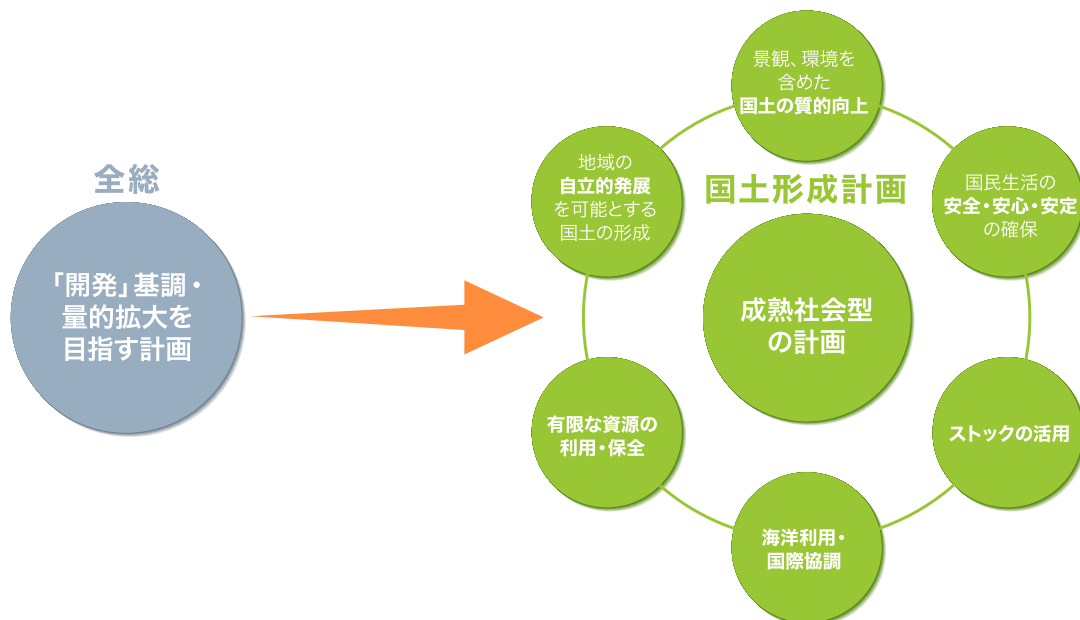
国土形成計画(全国計画)は、常に社会経済情勢等に即した計画とするため、策定から一定期間を経過したときに、政策評価を行うことが義務づけられています。



開発中心から転換します

国土形成計画では、これまでの「開発」基調、量的拡大を目指す計画から、成熟社会型の計画に転換するため、計画の対象事項などを大幅に見直しました。

これによって、国土の質的向上を目指し、国土の利用と保全を重視した計画をつくります。



● 国土形成計画の計画対象事項

国土形成計画は、次の事項を対象とする国土の利用、整備、保全を推進するための総合的かつ基本的な計画です。





国と地方の協働によるビジョンづくりを進めます

国土形成計画法では、国と地方の協働によるビジョンづくりを進めるため、新たな仕組みを整備しています。

Point 01

国による明確な国土及び国民生活の姿を示す「全国計画」と、ブロック単位の地方毎に国と都府県等が適切に役割分担しながら、相互に連携・協力して策定する「広域地方計画」の二つの計画から構成しています。

Point 02

広域地方計画については、計画の作成及びその実施の円滑な推進を図るため、国の地方支分部局、関係都府県、関係政令市、地元経済界等が対等な立場で協議する場（広域地方計画協議会）を新たに設けています。

Point 03

国土計画の策定プロセスにおける多様な主体の参画を図るため、地方公共団体からの計画提案制度や国民の意見を反映させる仕組みを新たに設けています。

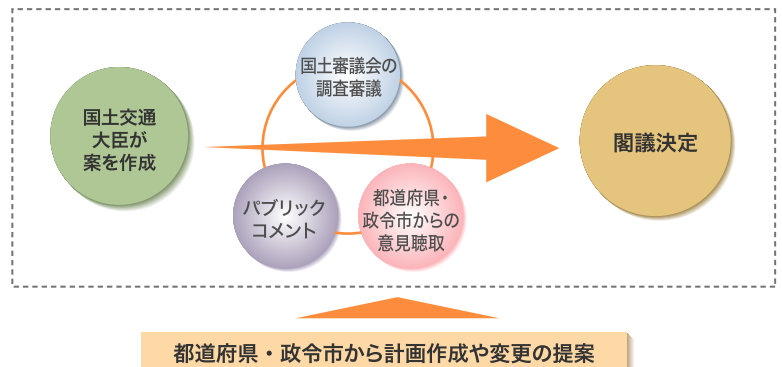
この仕組みを活用して、「国と地方の協働によるビジョンづくり」を進めていきます。

全国計画

総合的な国土の形成に関する施策の指針
(国全体の基本的な計画)

【計画の内容】

- ・国土の形成に関する基本的な方針
- ・国土の形成に関する目標
- ・全国的な見地から必要とされる基本的な施策
(個別事業名は原則として記述しない)

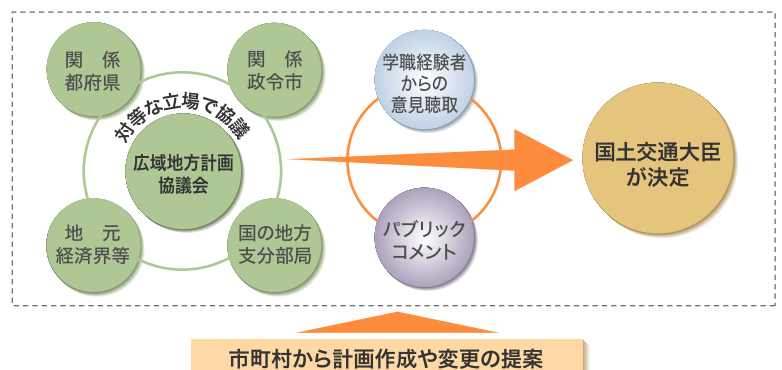


広域地方計画

複数の都府県にまたがる広域ブロック（広域地方計画区域）の国土形成のための計画

【計画の内容】

- ・広域ブロックの国土の形成に関する方針
- ・広域ブロックの国土の形成に関する目標
- ・広域の見地から必要とされる主要な施策
(個別事業名を含む)



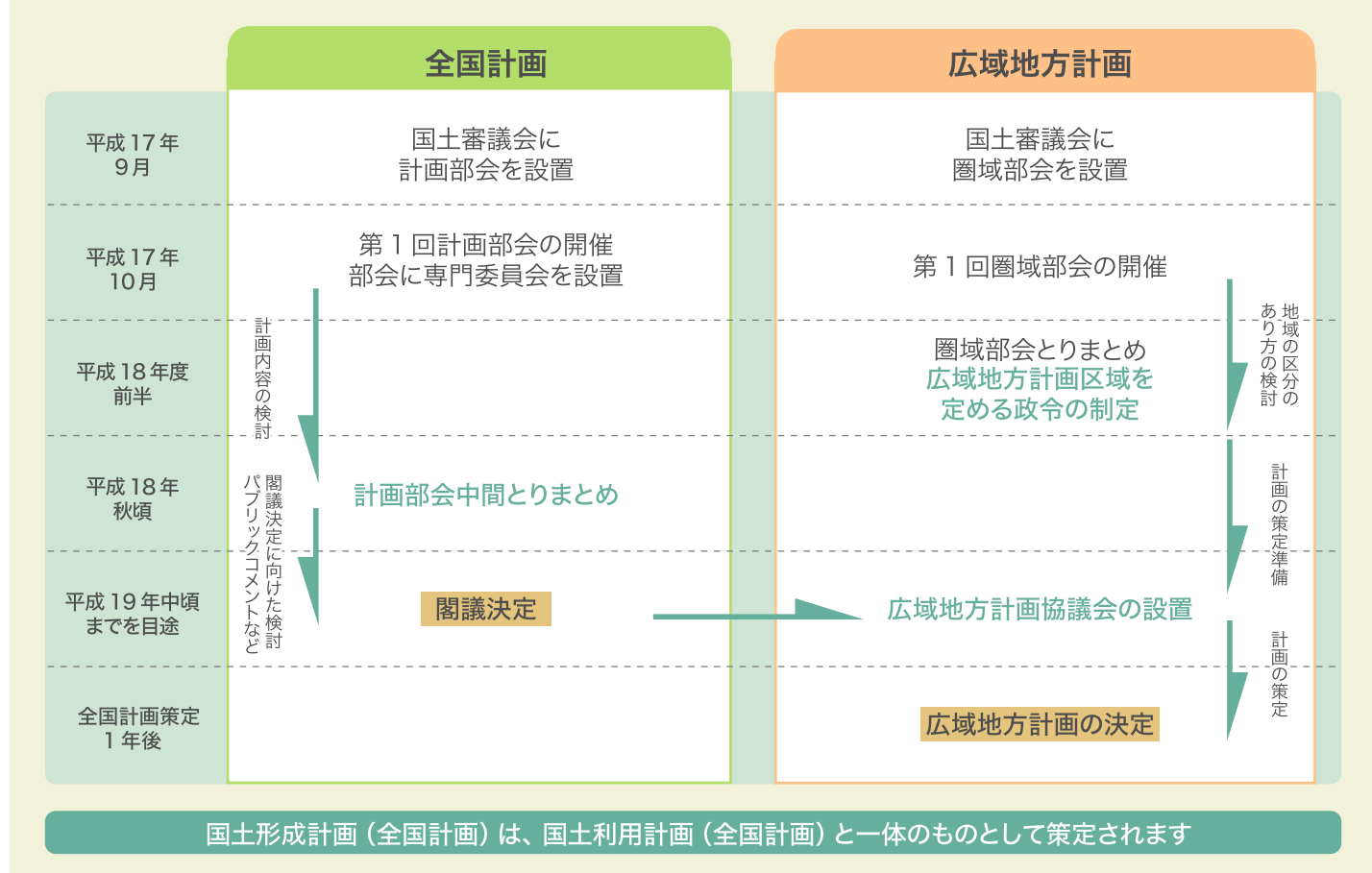


今後の検討スケジュール

「全国計画」は、現在、国土審議会計画部会において、検討が進められています。計画部会では、平成18年秋頃を目途に中間報告をとりまとめる予定です。その後、パブリックコメントなど幅広い国民的な議論を経て、平成19年中頃までを目途に策定（閣議決定）する予定です。

「広域地方計画」は、計画の策定に先立ち、広域地方計画区域を定める必要があります。そのため、現在、国土審議会圏域部会において、地域ブロックの区分のあり方について検討が進められています。広域地方計画区域は、平成18年度前半を目途に決定する予定です。「広域地方計画」は、広域地方計画区域の決定後、計画の策定に向けた準備を進め、全国計画策定の1年後を目途に策定する予定です。

● 国土形成計画の策定スケジュール



● 現在、国土形成計画は以下のような視点から検討が進められています。



多様な主体が参画した計画づくりに向けて

国土づくり・地域づくりは、国、地方公共団体のみならず、企業、NPO、さらには国民一人一人の取り組みと相互の協力によって実現するものです。このため、国土交通省では、多様な主体が参画した国土形成計画づくりを目指しています。

今後の国土づくり・地域づくりに向けて、皆様の御意見をお待ちしています。

<http://www.kokudokeikaku.go.jp/>

国土形成計画に関する情報を広くお知らせするとともに、多くの方々に国土計画についての議論をしていただくため、国土計画ウェブサイト「インターネットでつくる国土計画」を開設しています。このウェブサイトには、誰もが参加できる「電子会議室」を設けています。ぜひウェブサイトをご覧ください。



国土交通省国土計画局総合計画課

〒100-8918
東京都千代田区霞が関 2-1-2 (中央合同庁舎2号館)
Phone : 03-5253-8356 Fax : 03-5253-1570
e-mail : soukei@mlit.go.jp

